

企業会計基準委員会 御中

【株式報酬型ストックオプションについて】

証券取引所及びJ a s d a q等の上場している会社に限定的な場合で、

株式報酬型ストックオプション（いわゆる 1 円オプション、ディープディスカウントオプション）に関する記載がないようですが、通常のストックオプションと同様の扱い（公正なオプション価値を算定し、費用計上する）と理解してもよろしいのでしょうか？

また、株式報酬型ストックオプションについて簡易法（例えば、付与時の時価マイナス 1 円[1 円払い込みの場合]を費用と見なして計上する）は認められないのでしょうか？

【施行時期について】

会社法施行後、付与決議したストック・オプションに適用となっておりますが、

付与決議とは、総会決議を指すのか？ 総会決議後の取締役会の割当決議を指すのか？
いずれを指しているのでしょうか？

会社法施行が来年 5 月 1 日だと巷では言われていますので、来年 5 月 1 日施行を前提に、2004/12 の草案では、H18 年 4 月 1 日以降開始の事業年度の会社（3 月決算企業から）から適用となっていました。仮に H18 年 2 月末に決算を向かえる会社が 5 月に総会を迎えると適用となり、早めて 4 月中に開催すると適用されないように思いますが、そのあたりはどうなのでしょう？

野村證券(株) I B コンサルティング部 (I B C D)

長尾 秀夫